

## 第2編

(5号炉及び6号炉に係る保安措置)

(協力企業従業員への保安教育)

第119条

各プログラム部長及び各GMは、原子炉施設に関する作業を協力企業が行う場合、当該協力企業従業員の発電所入所時に安全上必要な教育が表119の実施方針に基づいて実施されていることを確認する。なお、各プログラム部長及び各GMは、教育の実施状況を確認するため、教育現場に適宜立ち会う。

ただし、各プログラム部長及び各GMが、別途定められた基準に従い、各項目の全部又は一部について十分な知識及び技能を有しているものと認めた者については、該当する教育について省略することができる。

2. 各プログラム部長及び各GMは、原子炉施設に関する作業のうち管理区域内における業務を協力企業が行う場合、当該協力企業従業員に対し、安全上必要な教育が表119の実施方針に基づいて実施されていることを確認する。なお、各プログラム部長及び各GMは、教育の実施状況を確認するため、教育現場に適宜立ち会う。

ただし、各プログラム部長及び各GMが、別途定められた基準に従い、各項目の全部又は一部について十分な知識及び技能を有しているものと認めた者については、該当する教育について省略することができる。

3. 運用支援GMは、放射性廃棄物管理に関する設備の運転操作を協力企業が行う場合、毎年度、当該業務に従事する従業員に対し、表118-1, 2, 3の実施方針のうち、「放射性廃棄物処理設備の業務に関わる者」に準じる（運転操作の対象設備によって、必要な教育内容を決定）保安教育実施計画を定めていることを確認し、その内容を原子炉主任技術者及び所長の確認を得て廃炉・汚染水対策最高責任者の承認を得る。

4. 運用支援GMは、第3項の保安教育実施計画に基づき保安教育が実施されていることを確認し、その実施結果を年度毎に所長及び廃炉・汚染水対策最高責任者に報告する。なお、教育の実施状況を確認するため教育現場に適宜立ち会う。

ただし、運用支援GMが、別途定められた基準に従い、各項目の全部又は一部について十分な知識及び技能を有しているものと認めた者については、該当する教育について省略することができる。

5. 運用支援GM又はプール燃料取り出しプログラム部長は、燃料取扱いに関する業務の補助を協力企業が行う場合、毎年度、当該業務に従事する従業員に対し、表118-1, 2, 3の実施方針のうち、「燃料取扱いの業務に関わる者」に準じる保安教育実施計画を定めていることを確認し、その内容を原子炉主任技術者及び所長の確認を得て廃炉・汚染水対策最高責任者の承認を得る。

6. 運用支援GM又はプール燃料取り出しプログラム部長は、第5項の保安教育実施計画に基づき保安教育が実施されていることを確認し、その実施結果を年度毎に所長及び廃炉・汚染水対策最高責任者に報告する。なお、教育の実施状況を確認するため教育現場に適宜立ち会う。

ただし、運用支援GM又はプール燃料取り出しプログラム部長が、別途定められた基準に従い、各項目の全部又は一部について十分な知識及び技能を有しているものと認めた者については、該当する教育について省略することができる。

表119

## 保安教育実施方針(協力企業)

保安教育の内容				対象者※2	
大分類	中分類	小分類 (項目)	内 容	大應用時間	成年被験者従事者 成年被験者従事者以外
人所時に実施する教育※1	原子施設の構造・性能に関すること 非常の場合、潜伏すべき危険に關すること 関係法令及び保安規定の遵守に関すること	作業上の留意事項 非常の場合、潜伏すべき危険に關すること 関係法令及び保安規定の遵守に関すること	人選時	② ③ ④	○ ○ ○
(2) 放射線業務從事者に対する教育					
保安教育の内容				対象者※2	
總括区分類の別	内 容	実施時期	放事業務從事者	放射線業務従事者以外	
核燃料物質及び核燃料物質によつて汚染された物の取扱いに関すること※1	①該燃料物質又は使用済燃料の種類及び特徴 ②該燃料物質又は使用済燃料によつて汚染された物の取扱い び性状	(0. 5時間以上)	② ③	×	核燃料物質若しくは使用済燃料又はこれらに上つて汚染された物に関する知識
放射線管理に関すること※1	①管轄不適に關すること ②該燃料物質若しくは使用済燃料又はこれらによつて汚染された物の取扱いに関する知識 ③該燃料物質又は使用済燃料の作業の方法及び相手	(1. 5時間以上)	② ③	×	原子炉施設における作業の方法に関する知識
核燃料物質及び核燃料物質によつて汚染された物の取扱いに関すること※1	①該燃料物質又は使用済燃料の取扱いに関する知識 ②該燃料物質又は使用済燃料の作業の方法及び相手	(1. 5時間以上)	② ③	×	原子炉施設における作業の方法に関する知識
放射線管理に関すること※1	①外部防護における被服・遮蔽及び空気中の放射物質の濃度測定の方法 ②被服・遮蔽の方法	(1. 5時間以上)	② ③	×	原子炉施設における作業の方法に関する知識
非営利の場合におけるべき処置に関すること※1	③異常な事態が発生した場合における応急措置の方法 ④被服・遮蔽等の表面の汚染水他の障害及び汚染の位置の方法	(1. 5時間以上)	② ③	×	原子炉施設に係る放射能の漏泄及び取扱いの方法に関する知識
「原子炉施設の操業・性能」に関すること ・放事業務従事者による知識の確認に関すること	⑤火災、水害、津波等の災害時の避難場所及び避難の方法 ⑥被服・遮蔽等の表面の汚染水他の障害及び汚染の位置の方法	(1. 5時間以上)	② ③	×	電離放射線の生体に対する影響
放事業務従事者による知識の確認に関すること※1	⑦電離放射線の機器及び作業 ⑧電離放射線が生物細胞、組織、器官及び全身に与える影響	(0. 5時間以上)	② ③	×	電離放射線の生体に対する影響
開設社会及び保安規定の遵守に関すること※1	合、旁聴会全体会議及び先輩放事業務防正見習則の開設会議	(1. 0時間以上)	② ③	×	開設会社
放事業務従事者によるべき処置に関すること※1	①管理運営へのアドバイス及び過去の予歴	(0. 5時間以上)	② ③	×	原子炉施設における作業の方法及び取扱いの方法に関する知識
核燃料物質及び核燃料物質によつて汚染された物の取扱いに関すること※1	②該燃料物質若しくは使用済燃料又はこれらによつて汚染された物の取扱いに関する知識 ③該燃料物質又は使用済燃料の作業 ④該燃料物質又は使用済燃料の取扱いに関する知識	(0. 5時間以上)	② ③ ④	×	原子炉施設における作業の方法及び取扱いの方法に関する知識
放事業務従事者によるべき処置に関すること※1	⑤外部防護による被服・遮蔽及び空気中の放射物質の濃度測定の方法 ⑥被服・遮蔽の方法	(0. 5時間以上)	② ③	×	原子炉施設における作業の方法及び取扱いの方法に関する知識
「原子炉施設の構造・性能」に関すること※1 ・放事業務従事者による知識の確認に関すること	⑦火災、水害、津波等の災害時の避難場所及び避難の方法 ⑧被服・遮蔽等の表面の汚染水他の障害及び汚染の位置の方法	(0. 5時間以上)	② ③	×	原子炉施設における作業の方法及び取扱いの方法に関する知識
非営利の場合におけるべき処置に関すること※1	⑨火災などの警報が発せられた際の対応	(0. 5時間以上)	② ③	×	原子炉施設における作業の方法及び取扱いの方法に関する知識

※1 各アグリノ部長及びGMM、別途定められた基準に従って「十分な訓練及び技術を有しているものと認められた者について」  
 ※2 各アグリノ部長及びGMM、別途定められた基準に従って「十分な訓練及び技術を有する者について」  
 ○企画は教育者が担当の対象  
 ○被験者は被験者が担当の対象  
 ( ) 合計の教行時間

## 附 則

附則（）

（施行期日）

### 第1条

この規定は、原子力規制委員会の認可を受けた日から10日以内に施行する。

附則（令和2年8月3日 原規規発第2008037号）

（施行期日）

### 第1条

2. 添付1（管理区域図）の全体図における免震重要棟及び入退域管理棟、添付2（管理対象区域図）の全体図における免震重要棟及び入退域管理棟並びに免震重要棟及び入退域管理棟の管理対象区域図面の変更は、それぞれの区域の区域区分の変更をもって適用することとし、それまでの間は従前の例による。

附則（令和2年5月27日 原規規発第2005271号）

（施行期日）

### 第1条

2. 第5条については、大型廃棄物保管庫の運用を開始した時点から適用することとし、それまでの間は従前の例による。

3. 添付1（管理区域図）の全体図及び大型廃棄物保管庫の管理区域図面並びに添付2（管理対象区域図）の全体図及び大型廃棄物保管庫の管理対象区域図面の変更は、それぞれの区域の区域区分の変更をもって適用することとし、それまでの間は従前の例による。

附則（令和2年2月13日 原規規発第2002134号）

（施行期日）

### 第1条

2. 第5条、第87条、第87条の2及び第89条の表89-1における増設焼却炉建屋排気筒から放出される放射性気体廃棄物の管理については、増設雑固体廃棄物焼却設備の運用を開始した時点から適用することとし、それまでの間は従前の例による。

4. 添付1（管理区域図）の全体図における増設焼却炉建屋及び増設焼却炉建屋の管理区域図面並びに添付2（管理対象区域図）の全体図における増設焼却炉建屋及び増設焼却炉建屋の管理対象区域図面の変更は、それぞれの区域の区域区分の変更をもって適用することとし、それまでの間は従前の例による。

附則（平成31年1月28日 原規規発第1901285号）

（施行期日）

第1条

2. 第5条については、油処理装置の運用を開始した時点から適用することとし、それまでの間は従前の例による。

附則（平成29年3月7日 原規規発第1703071号）

（施行期日）

第1条

2. 第5条については、放射性物質分析・研究施設第1棟の運用を開始した時点から適用することとし、それまでの間は従前の例による。

附則（平成25年8月14日 原規福発第1308142号）

（施行期日）

第1条

第61条において、非常用発電機の運用を開始するまでは、必要な電力供給が可能な場合、他号炉の非常用ディーゼル発電機又は可搬式発電機を非常用発電設備とみなすことができる。

添付 1 については核物質防護上の理由から  
公開しないこととしております。

## 添付 1 管理区域図

(第 92 条の 2 及び第 93 条の 3 関連)

添付2については核物質防護上の理由から  
公開しないこととしております。

## 添付2 管理対象区域図

(第92条、第93条及び第93条の2関連)